

## 令和 3 年度の国民健康保険に関する主な制度改正

## 1 保険税軽減にかかる所得判定基準の見直し

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税均等割額の 7 割軽減、5 割軽減および 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得について、次のように見直しを行う。

※ 令和 3 年度以後の国民健康保険税について適用する。

見直し後	現 行
ア 7 割軽減：世帯全体の所得が $43 \text{ 万円} + \langle (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{ 万円} \rangle$ 以下	ア 7 割軽減：世帯全体の所得が <u>33 万円</u> 以下
イ 5 割軽減：世帯全体の所得が $43 \text{ 万円} + \langle (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{ 万円} \rangle + \langle (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \times 285,000 \text{ 円} \rangle$ 以下	イ 5 割軽減：世帯全体の所得が <u>33 万円</u> + $\langle (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \times 285,000 \text{ 円} \rangle$ 以下
ウ 2 割軽減：世帯全体の所得が $43 \text{ 万円} + \langle (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10 \text{ 万円} \rangle + \langle (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \times 52 \text{ 万円} \rangle$ 以下	ウ 2 割軽減：世帯全体の所得が <u>33 万円</u> + $\langle (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \times 52 \text{ 万円} \rangle$ 以下

備考 給与所得者等：一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者  
 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険の資格を喪失した者で、当該資格喪失日以降も継続して同一の世帯に属する者

## 2 その他

- 保険税課税限度額については、令和 3 年度は据え置きとなる。  
 (医療分 6 3 万円、支援金分 1 9 万円、介護分 1 7 万円のまま)
- 同様に、保険税軽減にかかる所得判定基準についても、1 の見直し以外の金額について令和 3 年度は据え置きとなる。  
 (5 割軽減：2 8 万 5 千円、2 割軽減：5 2 万円のまま)